

和歌山県監査公表第15号

令和5年1月10日付け監査報告第15号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月7日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 谷 洋 一
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 那賀振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和4年9月29日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>(1) 郵便切手及びはがきの管理において、次の不適切な事例があったので、再発することのないよう管理体制を見直す等、適正に処理されたい。</p> <p>ア 郵便切手類使用簿のはがきの「払」欄の記載について、使用枚数を記載すべきところ、他課への引渡枚数を記載し、当該引渡しを受けた課においては、未使用分を返却することなくそのまま保管していた。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿について、令和4年3月末の残高を記入する行を設けておらず、また、当該時点における複数職員による現物確認及び検印が行われていなかった。</p> <p>ウ 令和4年度の郵便切手類使用簿を作成していなかった。</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、郵便切手類使用簿を備え、郵便切手類の受払時には複数職員による現物確認及び検印を行い、適正に取り扱うよう、所属職員に周知徹底した。</p> |

2 那賀振興局建設部

監査実施年月日 令和4年9月29日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>指摘事項</p> <p>道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処するとともに、河川敷地としての効用を喪失している場合は、公用廃止など処理方針を検討の上、適正な管理に努められたい。</p> <p>(2) 収入印紙類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 四半期ごとの現物確認が行われていなかった。</p> <p>イ 使用年月日の記載が漏れていた。</p> <p>ウ 使用年月日の記載が誤っていた。</p> <p>(3) 令和3年度排水ポンプ車運転業務委託に係る簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。</p> | <p>指摘事項</p> <p>道路照明灯の契約については、道路保全課が作成した「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に基づいて手続を行っている。支払については道路保全課と建設部の各担当者が相互に確認の上、適正な支出事務を行っている。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 名手川の河川敷地不法占用については、不法占用者が払下げを希望しているため引き続き河川課と協議しながら処分に向けて払下げ希望者と価格交渉を行っている。</p> <p>(2) 収入印紙類使用簿については、四半期ごとに現物確認を行い、使用簿の記載についても適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等を十分確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p> |

3 紀北県税事務所

監査実施年月日 令和4年9月29日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>納税証明書の交付において、手数料として収納した定額小為替証書の有効期間が経過していたため、不渡手形返却料を支払っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>定額小為替の受取に際して、複数職員で有効期間が6か月以内であることを確認するとともに、領収証発行に係る起案文書にも「発行後6か月以内」と記載し、決裁権者も有効期間内であることを確認を行うよう、周知徹底した。</p> |

4 和歌山県立粉河高等学校

監査実施年月日 令和4年9月29日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>スライダ－黒板調整業務委託料の支出について、支払が遅延していたので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>出納機関から返却された支出票の支払処理が完了しているかについて、今後は十分に点検するよう、所属職員に周知徹底した。</p> |

5 和歌山県岩出警察署

監査実施年月日 令和4年9月29日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>公用車を運転する際には、運転者のみならず、同乗者も周囲、後方の安全確認を徹底するよう指導するとともに、警察本部主催の運転訓練への積極的な参加及び当署独自の訓練を継続的に実施している。</p> |